

日中法律用語における同形語の翻訳について（Ⅲ） —「尋問」、「訊問」と「詢問」を事例に

吉田 慶子（大東文化大学外国語学部）

The Impact of Degree of Homography on Translation Accuracy of Chinese-Japanese Judicial Terminology

—A case study of “尋問”, “訊問” and “詢問”

Keiko YOSHIDA

要旨

筆者曾在 2017 年以“逮捕”、2019 年以“捜査”为例，通过对两个日中同形法律名词的语史、含义、具体使用情况、日中对译辞典和法律专业词典等解释和用例的调查、比较，明确了在翻译实务工作中对日中法律名词的对译词选择时应注意的问题和解决的方法。

通过这样的调查使大家了解法律词汇不同于一般词汇的特殊性，我们在调查译词时不仅需要了解该词汇的具体概念和使用方法，对法律整体框架、日中法律术语的概念、使用域、法律要件及法律效果都需要做认真细致的调查。

本稿在前稿的基础上，以日中同形词“寻问”、“讯问”以及“询问”为例进行调查分析，以期唤起相关人员在选择译词时的注意和警戒，并对法律专业翻译人才的培养以及编辑对译辞典提供参考。

はじめに

吉田（2017）¹では、法律用語における漢語の占める比率の高さ、法律用語の特徴から法律用語における同形語問題の重要性、とりわけ翻訳する際の注意点を論じた。また、刑事手続法の重要な用

¹ 吉田（2017）『語学教育研究論叢第 34 号』「日中法律用語における同形語の翻訳について —「逮捕」を事例に」253-271 頁

語「逮捕」を事例として、その語誌、意味、使用範囲、辞典等の解説と翻訳書の対訳語を調査、比較したうえで、その差異を明確にすることにより、日中法律用語の概念の相違によって翻訳にもたらす影響を中心に考察した。その後の継続研究として、吉田(2019)² 刑事手続に関する「捜査」を調査し、翻訳上の問題を明らかにした。

本稿は、吉田(2017)、吉田(2019)の続編として、さらに日中同形語「尋問」、「訊問」、「詢問」を事例に比較調査し、その概念の相違を明らかにしていく。

1.0 日中「尋問」、「訊問」と「詢問」の語誌調査

1.1 日本語における「尋問」、「訊問」、「詢問」

日本語『国語大辞典 第二版』(2001)は、「尋問」と「訊問」を同義語として扱い、旧新義について説明しているが、「詢問」は未収録である。

『国語大辞典』(2001)の解説を整理すると、「尋問・訊問」の旧義は、「問いただすこと」で、最初の用例は続日本紀一神亀元年(724)にさかのぼり、「白鳳以来、朱雀以前、年代玄遠、尋問難明」《続日本紀一神亀元年》(724年、一〇月丁亥)とある。その他、漢籍の用例を含めると、

- ・古事談(1212-15頃)一・六条頭季避義光于所領事「以雑色令尋問之处」
- ・妙好人伝(1842-52)初・上・和州清九郎「見ぐるしき処へ貴人方の尋問(ジムモン)もあれば」
- ・西洋道中膝栗毛(1870-76)〈仮名垣魯文〉二・凡例・附言「砂燕子目今東京に住せず。故に尋問(ジンモン)の路を断遺憾甚だし」
- ・北斎書一儒林伝「孫靈暉少明敏、得惠蔚手録章疏、研精尋問、更求師友、三礼三伝、皆通宗旨」、説苑-建本「訊問者智之本、思慮者智之道也」

がある。

一方、新義は、「特に、裁判官や警察などが、証人や被告人、被疑者などに口頭で質問すること」と解説、

- ・花間鶯(1887-88)〈末広鉄腸〉中・九「国野の家内が警察署にて訊問(ジンモン)を受け候節」
- ・義血侠血(1894)〈泉鏡花〉二七「改めて訊問(ジンモン)するが、裏(つつ)まず事実を申せ」

² 吉田慶子(2019)「日中法律用語における同形語の翻訳について(続) - 「捜査」を事例に」『大東文化大学紀要』第59号,229-243頁

・社会百面相（1902）〈内田魯庵〉増税・下「予審判事が尋問するやうな口気で」

などの用例がある。

法学関連のものとして取り上げているのは、刑事訴訟法（明治二三年）（1890）目録「被告人の訊問及び対質」である。

辞書を見る限り、日本語の「尋問」と「訊問」は同義語であり、「問いただす」の意味で使われ、19世紀に入ってから西洋近代法の継受とともに新しい意味が加えられ、刑事捜査活動の専門用語の一つとして、裁判官や警察などが証人や被告人、被疑者などに対して口頭で質問する意味として使われるようになったようである。

一方、「詢問」について調べたところ、唯一『精選版 日本国語大辞典』にみえ、次のように説明している。

詢問 じゅんもん

〔名〕目下の者にたずねきくこと。諮問。〔後漢書・劉寛伝〕

漢籍の事例のみということから、日本語ではあまり使用されていないと思われる。

具体的にいつ頃から日本の近代法律用語として使われたのかを知るために法学関連文献を調べてみた。時系列で示すと以下のようなになる。ここでも管見の限り、文献から「詢問」の用例は見当たらない。

表1 近代法学資料の調査

出版日	書名	著者・翻訳者	内容
1883年	『仏蘭西諸法 治罪法（増訂版）』	箕作麟祥訳	第四拾條（前略）検事ハ自己ノ面前ニ引致セラレタル犯罪被告人ヲ即時ニ訊問ス可シ（治九七、一〇六）、「第九拾三條 召喚状ノ場合ニ於テハ予審裁判官直チニ訊問ヲ為ス可ク又勾引状ノ場合ニ於テハ遅クドモ二十四時内ニ訊問ヲ為ス可シ（治四〇）
1883年	『法律語彙初稿』	司法省	「Audience 訟廷・聴訟時間」の解説「又裁判官原被ニ尋問スル所ノ時間ヲモイフ
1885年	『佛和法律字彙』	加太邦憲・藤林忠良編	・ INTERROGATOIRE—jinmon— 訊問 ・ AUDITION DES TEMOINS-Shonin-jinmon— 証人尋問 ・ ENQUETE- Shonin-jinmon— 証人尋問
1890年	『法律字彙』	ジョン・ブービェー原著 浦部章三譯	・ Proces-verbal. 調書, 尋問調書（佛国法） ・ Examination. 訊問（刑法） ・ Identitate nominis. (Lat.) 同名被告訊問令状（英国法） ・ Inquest of office. 皇帝訊問 ・ Inquisition. 訊問, 訊問調書（訴訟手続） ・ Leading question. 誘導訊問 ・ Question. 拷問（刑法）証人訊問（証拠法）争点（訴訟手続）

1893年	『商法実用注釈 商事会社之部』	成城喜美次 著	第九十三条 監査役ハ何時ニテモ会社ノ業務ノ実況ヲ尋問シ会社ノ帳簿及ヒ其他ノ書類ヲ展覧シ会社ノ金匣及ヒ其全財産ノ現況ヲ検査スル権利アリ
1894年	『民法辞解』	磯部四郎、服部誠一著	「裁判上ノ自白」の項「民事訴訟法ニ規定シタル本人ノ <u>訊問</u> ニ因リテ、自白スルヲ称シテ裁判上ノ自白ト云フ」
1898年	『警察監獄憲兵速成英和会話』	吉田基治著	第二章 警察監獄会話 (四) 属責 <u>尋問</u> 、(五) 道路 <u>尋問</u>
1901年	『新法律字典』	大日本新法典講習会編	・「証拠調」の項「証人を <u>訊問</u> して証拠物件を實検するが如し」 ・「証拠方法」の項「現行民事訴訟法に於て認めたる証拠方法は人証、書証、鑑定、検証、本人 <u>訊問</u> 等なり」 ・「審問」の項「審問 審理 <u>訊問</u> するの義也(注意) 法文には単に <u>訊問</u> と云ひ或は審訊と云へる場合あり用語條諸法律を通じて一定の區別あるに非ざれども概して書へば <u>訊問</u> 、審訊は何れも問ひ糺すの意にして審問よりも狭義なりと知るべし」
1902年	『法律経済辞典』	田邊慶弥編	・ <u>訊問</u> 職権を以て裁判官が訴訟当事者証人及び鑑定人等に事実等を尋ね糺すことなり。被告の <u>訊問</u> —証人の <u>訊問</u> 云々。(刑訴九三、九五、九六、一二七、一三〇)
1906年	『袖珍獨和法律辞典』	澤井要一、穴戸深藏合著	・Hören,n. <u>訊問</u> 。意見ヲ聴クコト ・Verhör,n. <u>訊問</u> ・Vernehmung,f. <u>訊問</u>
1907年	『和英獨対訳 法律語彙』	渡部萬藏著	<u>訊問</u> 英 Examination. 獨 Hören.
1908年	『法律大辞典』	渡部萬藏著	【 <u>訊問</u> 】 職権ある国家機関が、特定人に対し、其知れる事実又は意見の供述を為すべきことを命ずることを <u>訊問</u> と云ふ。例えば裁判所が、公判に於て、証人若くは鑑定人を <u>訊問</u> すと云ふが如し。(民訴三一条)」
1924年	『袖珍法律熟語辞典』	大石栄著	「予審手続」の項「被告人の <u>訊問</u> 、勾留、勾引、保釈、証人の <u>訊問</u> 其他証拠の蒐集」
1926年	『法律経済熟語辞典』	尾山萬次郎著	【 <u>訊問</u> 】 じんもん 裁判官が被告人、証人、鑑定人等に対し、或事実を問ひ糺し若くは特定の事実に対する意見の供述を命ずるを謂ふ。(刑訴一三三乃至一三九、一八四、二〇二、二〇三)、「受託判事」の項で、「裁判所が検証、証人 <u>訊問</u> 等
1927年	『模範法律辞典』	松華堂編輯部編	・【 <u>訊問</u> 】 ジンモン たづねただす ・【証人 <u>訊問</u> 】 ショウニンジンモン 証人を調べて其供述する所を聴取るをいふ
1948年 制定 1949年 施行	日本刑事訴訟法		第143条 裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも証人としてこれを <u>尋問</u> することができる。

渡邊萬藏氏の『現行法律語の史的考察』(1930)をみると、その意味変遷の項に「尋問」がみえ、「裁判上の審問であった尋問(厳有院殿實記)は単純な質問の意味となったのなどあるは其例とす

る」³と記している。一方、文字の変遷の項に「吟味は訊問」⁴と「訊問」に触れ、さらに別の場所で「訊問」を取り上げ、次のようにかなり詳しく説明している⁵。

訊問 は司法裁判所及び他の国家機関が、特定人に対して其知った事実又は意見を述ぶべきを命ずる行為で（刑訴五六、六〇、一三七、二〇四、三三八条等）「即ち訊問を加ふ」（文献通考、刑考）などは其古い用例である。江戸時代には之を吟味と称し、裁判終結の時主任の官衙より上司に裁許を請ふ文書を吟味伺書とひ、寺社奉公に属して訊問調書を作成する役人を吟味物調役といひ、裁判中犯罪者に施す手鎖といった（牢獄秘録。刑罪大秘録。古事類苑、法律部。官制沿革略史）。併し此吟味に始原は左様な殺風景なものではなく、紙価の趣旨を味ふことで「雨聲夜に到ると雖、吟味は秋に如かず」（釋禅月、寄楼上人詩）（中略）。此詩歌の反復吟味する義を裁判の審理に充當し、今は再び轉じて取調べることを意味する普通語となったのである。

日本語の「訊問」は古くから刑事裁判などに関連した場面で用いられ、一般用語という別の顔も持つという。また、下記の関連条文の記載から、刑事訴訟手続の場合は、「訊問」を使っているように思われる。

「訊問（刑事訴訟法一三三—一三八、一八四—二一八条。関税法八六、八七条）、尋問（郵便為替規則二〇条。電通規則一七三、一七四条。間接国税犯則者処分法三条。煙草専売法六二条。塩専売法三三条）」⁶。

日本は明治維新以後、正確に言えば江戸時代の末期以後、ヨーロッパ文明を取り入れることで近代化の道を開いた。その過程において、漢文の知識を土台に多くの翻訳語を創造したことは周知のことである。

法学の場合、日本は当時最も模範的な法制度と考えられていたフランス法の受容を積極的に行った。その手始めに箕作麟祥を中心にフランス諸法典の翻訳が行われた。しかし、これまで日本は中国の律令制度を中心に受容してきたため、西洋の近代法概念を理解するには難しいだけでなく、西洋の法律用語に対応する用語も存在しなかった。翻訳するための「注解書もなければ、字引もなく、教師もない」⁷と手探りの中、ようやく明治3年（1870）『仏蘭西法律書』の初版が発行された。その序言において箕作麟祥は法学概念の翻訳を示す「譯字ニ於テ俚雅ヲ論セス兼用スルモノハ法律ノ書ニ於テ固ヨリ華ヲ銜シ靡ヲ夸ス可キニ非ス且原語ノ意ヲ失フコトナキヲ要スルカ為ナリ」を残し、対訳語の欠如を物語っている。その後、ただちに初版の校正作業に移ったとみられ、明治8年

³ 渡邊万蔵（1930）『現行法律語の史的考察』万里閣書房、254頁

⁴ 渡邊万蔵（1930）『現行法律語の史的考察』万里閣書房、220頁

⁵ 渡邊万蔵（1930）『現行法律語の史的考察』万里閣書房、238頁

⁶ 渡邊万蔵（1930）『現行法律語の史的考察』万里閣書房、90頁

⁷ 大槻文彦（1907）『箕作麟祥君伝』丸善、100頁

(1875)に校正版が発行される。

この『仏蘭西法律書 治罪法』をみると、明治3年(1870年)初版、明治8年(1875)の校正版とも「尋問、訊問」はみえず、明治16年(1883)増訂版になり「訊問」が初めて登場している。

増訂版は校正版が発行してから8年後、大幅な修正を加え、明治16年(1883)から世に出している。この増訂版の緒言において、箕作麟祥は初期の翻訳作業について、「ニ直譯ヲ旨トセシモノナルヲ以テ我邦未タ適当ノ譯字アラサル者ニ至テハ其譯字ヲ選フニ最モ困難ヲ極メタリ」と振り返り、また

是ニ於テ近時船載シタル清国出版ノ法国律例ヲ取テ之ヲ檢スルニ未タ悉ク據テ以テ適当ノ譯ト為スヲ得サルモ之ヲ取捨斟酌シ其採ル可キ者ハ之ニ從ヘル頗ル多シ

と同じフランス法を翻訳した中国語翻訳版『法国律例』の訳語を参考したことを記している。

この中国翻訳版『法国律例』は、中国政府が列強の圧力と国内の改革の声に迫られ、西洋近代科学の受容を意識し始め、外国語でできる人材を養成し、西洋図書を翻訳する機関一同文館(1862年)を設置し、1880年同文館で教習を務めていた Billequin, Anatole Adrien(中国語名: 毕利干)口述、中国人時雨化の筆述によって、できあがったものである。

この『法国律例』において、刑事訴訟法を「刑名定範」と訳している。しかし、「刑名定範」を見る限り、「**询问**」、「**寻问**」はなく、第八十三条に“**訊問**”がみえる。

第八十三条 即將案中切要应行**讯究**之事就便先行**讯问**即將所**讯**之情开具清单达知督理信讞官以便**究办**

その他も「**訊問**」のニュアンスが含まれる表現が多分にみえる。

经**讯**有端倪、**审讯**惩办、应严**讯**该犯案、**研讯**致罪情由、**传讯**究办、随时**传讯**对质、由监审官逐一**隔别研讯**录供、应行**讯究**之事、前往**讯取**确供

中国は一貫して刑事手続きに関する場面で「**訊問**」を使ってきた経緯があるが、調べる、取調べというニュアンスが含まれているようである。その点、箕作の増訂版に何らかのヒントを与えた可能性があり、中国の翻訳を参考に修正したと推測できる。

この訳語は、その後1922年に公布した日本「刑事訴訟法」にも影響を与え、「第五十六条 **訊問**ニ付テ」、「第八十五条 被告人裁判所構内ニ在ルトキハ召喚ヲ為サル場合ニ於テモ之ヲ**訊問**スルコトヲ得」、「第一百八十四条 証人トシテ之ヲ**訊問**スルコトヲ得」があり、「**訊問**」が継承された形となったが、「**尋問**」の使用はみられなかった。

現行の刑事訴訟法1948年に公布されたものであるが、日本国憲法の下、刑事手続についての抜本

的な改革を行ったものであり、条文から「訊問」を「尋問」に変更したとみられる。

また、一般用語としての「訊問」も、1956年（昭和31年）7月5日に国語審議会が同音の漢字による書きかえを報告し、当用漢字表にない漢字を含んで構成されている漢語について、同音の別の漢字に書き換えるための指針を示した。その報告には、同音異義語や、同じ意味で二つ以上の表記が行われていたものを統一したものも含まれ、「訊問」は常用漢字ではなくなり、徐々に使われなくなったとみられる。

1.2 中国語における“寻问”、“讯问”、“询问”

『漢語大辞典』⁸（1988）は、“寻问”、“讯问”、“询问”を次のように説明している。なお、本稿はこれらの語彙の使用経過も考察の範囲に入るため、意味の変化がない場合でも、すべてを記載することにする。

【寻问】询问；探索。

- ・汉应邵《风俗通·怪神·鲍君神》：“其后数年，鲍鱼主来历祠下，寻问其故，曰：‘此我鱼也，当有何神。’”
- ・北魏酈道元《水经注·泗水》：“因相寻问，乃兄弟也。”
- ・《北史·儒林传上·孙灵晖》：“灵晖少明敏，有器度。得惠蔚手录章疏，研精寻问，更求师友，‘三礼’、‘三传’皆通宗旨。”
- ・周立波《暴风骤雨》第一部十九：“元茂屯的男女女女，老老少少，正在围着工作队寻问、欢呼、唱歌、跳着秧歌。”

【讯问】

①询问。

- ・汉刘向《说苑·建本》：“故曰，讯问者，智之本；思虑者，智之道也。”
- ・南朝宋刘义庆《世说新语·文学》：“即遣委曲讯问，乃是袁自咏其所作咏史诗，因此相要，大相赏得。”
- ・《警世通言·三现身包龙图断冤》：“大卿遣人讯问，果是知临江军李郎中在任身故，戴灵柩归乡。”
- ・康濯《水滴石穿》第一章：“不过赶脚得倒并不讨厌他的讯问。”

②省视；问候

- ・《三国志·吴志·太史慈传》：“北海相孔融闻而奇之，数遣人讯问其母，并致饷遗。”
- ・宋刘攽《初冬晨起做四声诗·去声》：“通衢皆高轩，竟岁谢讯问。”

⁸ 羅竹風主編（1988）『漢語大辭典』漢語大辭典出版社

- ・元郑廷玉《楚昭公》第一折：“他正是良才奇宝在人间，我则道重脩讯问传书简，原来他相期恶战呈公案。”

③审讯；鞫问。

- ・《晋书·纪瞻传》：“除会稽内史。时有诈作大将军府符，收诸暨令，令已受拘，瞻觉其诈，便破槛出之，讯问使者，果伏诈妄。”
- ・唐柳宗元《故银青光禄大夫宣城县开国伯柳公行状》：“贼遂执公爱子，榜箠讯问，折其右肱，而公不之顾。”
- ・《清平堂话本·简帖和尚》：“山前行、山定看着小娘子生得怎地瘦弱，怎禁得打勘？怎地讯问他？”
- ・刘绍棠《芳年》：“但是他没有车票，被路警扣留，带到站长室讯问。”

【询问】向人打听情况。

- ・《汉书·武帝纪》：“询问耆老，乃得孳子嘉。”
- ・宋刘安世《为愆亢乞罢上元游宴》：“臣伏见去冬以来，时雪询问愆亢，询问四方，亦多早暵。”
- ・明张居正《给假治疾疏》：“皇上见臣肌体羸瘦，询问左右，察臣所苦，”
- ・杜鹏程《在和平的日子里》第五章四：“她得眼睛仿佛在询问天，询问地，询问面前所有的人：‘工地上发生了什么事情？’”

総じて、中国語の“寻问”、“讯问”、“询问”三つとも漢籍に事例がみられ、同様にかなり古くから使われていることばである。

“寻问”は尋ねる、探求、探索する、“询问”は他人に状況などを尋ねるの意味である。“讯问”はやや複雑であるが、下記三つ異なる用法がある。

- ① “询问”と同義、尋ねるの意
- ② 訪問する、見舞う、ご機嫌うかがいに行く
- ③ 尋問する、質問される、調べる

明かに、刑事手続きや裁判などに関する場面は“讯问”を使用しているだけである。

一方、近代語の語誌をみる場合、黄河清編著の『近現代漢語辞源』（2020）が参考になる。この辞書には、“寻问”の用例はみえず、“讯问”、“询问”の場合は、つぎの一覧から確認できる。

表2 黄河清編著の『近現代漢語辞源』（2020）の調査

時期	訊問	询问
18世紀	1718年7月25日《两广总督杨琳奏报洋船到粵并讯问西洋教化王使臣行踪事折》：“本年五月内，到大西洋舡二只。一只是载葡萄酒、乌木、海菜等粗货，一只是新兵头来澳换班，并无货物。”	<ul style="list-style-type: none"> · 1718年8月23日《两广总督杨琳奏报询问来粵洋船向广州住堂之西洋人李若瑟说有关西洋教化王使臣来华事宜折》：“碇嘴嘶舡一只，装载胡椒、白藤、乳香等粗货。” · 1719年9月25日《两广总督杨琳奏报询问西洋人徐茂升西洋教化王特使艾若瑟已起身来华等事折》：“内有所娶番妇不肯远来，止拿其所生幼小子女而归。奴才细察番情，无不感戴。”
19世紀	<ul style="list-style-type: none"> · 1857年伟烈亚力《六合丛谈》十五：“伯里尼者，以大利北方人也……习刑律，讯问时，代人辨诤。著一书，论习学口材事，此书后失传。又著书论文法，言语法。” · 1899年《清议报》二十七册《国家论》：“国王不得不至法官面前，答其讯问，而服贵族之判决。” 	<ul style="list-style-type: none"> · 1876年郭嵩焘《使西纪程》产询问岛间大学馆二所，小学馆三十四所。” · 1877年1月5日《申报》第1444号第3页：“戍刻闻船尾声震甚厉，急至舱面询问，乃一帆船乘风而来，舵工稍不慎，其船尖冲脆捣入本船尾铁阑内，胶粘不可出，人声轰然。”
20世紀	<ul style="list-style-type: none"> · 1903年项文瑞《游日本学校笔记》：“半途，有大屋，标其外曰讯问室，凡入监与出监皆于此取阅。” · 1903年特社译补《世界通史·近世史·第一期》“制焚具于教院中，立一麻讯问之。捕‘波罗特士敦’人罗日等，迫以投诚法皇，罗日等不应，乃尽焚杀之。” · 1906年熙楨《调查东瀛监狱记》产监房工场之外，有事务室、接见室、教诲堂、讯问堂、浴室、黑室。” · 1946年9月21日佚名《首都高等法院检察官讯问周佛海汉奸案笔录》：“高宗武的日本朋友是同盟通讯社的通讯员。” · 1948年11月17日《大公报》第二版：“票传公会负责人张继襄到局讯问，不料张到上海去了。” 	<ul style="list-style-type: none"> · 1904年《钦定大清商律·公司例》第八十四条：“如有询问，应即答复。” · 1906年李文干《东航纪游》：“教师教手工，手执黄色纸，询问学生，军帽如何折叠，各生皆举手，即着一生来前折叠。” · 1924年李大钊《苏俄民众对于中国革命的同情》：“在花园中遇见赤军兵士三人，很恳切的询问中国革命的状况。”

どの時代からも多くの事例がみられる点から、かなり広範的に使用されていたと考えられる。ここでも、“**訊問**”が19世紀に入ってからには刑法、取調室、法廷、審理、監獄などの場面を中心に使われ、“**询问**”よりも強く相手に問い質すニュアンスを持っているとうかがえる。

一方、“**询问**”の場合は状況について説明を求めたり、紹介してもらうように依頼する傾向が強いと言える。

近代英華・華英字典の訳語使用状況も下記一覧表から確認できる。

表3 英華・華英辞典の使用状況

時期	英華辞典	寻問	讯问	询问
1822年	马礼逊 《英华字典》	demand- <u>寻问</u>		
1844年	卫三畏 《英华韵府历阶》		demand- <u>讯问</u>	

1847-48年	麦都思 《英华字典》	to inquire- <u>寻问</u> to demand- <u>寻问</u>	to ask <u>讯问</u> to inquire- <u>讯问</u>	to ask <u>询问</u>
1866-69年	罗存德 《英华字典》		ask, to inquire <u>讯问</u>	ask, to inquire <u>询问</u>
1872年	盧公明 《英華萃林韻府》	demand- <u>寻问</u>	demand- <u>讯问</u>	
1884年	井上哲次郎《增订英华字典》	inquire- <u>寻问</u>	Asking <u>讯问</u> to inquire into <u>讯问</u>	to inquire into <u>询问</u>
1899年	邝其照《华英字典集成》		inquire- <u>讯问</u>	
1908年	顏惠慶 《英華大辭典》	inquire- <u>寻问</u> inquiry- <u>寻问</u>	Advocation : n. (法) 提 审 (下屬衙門案件提至 上憲衙門 <u>讯问</u>)	inquiry- <u>询问</u>
1913年	商務印書館 《英華新字典》		inquire- <u>讯问</u>	
1916	赫美玲 《英漢字典》		inquire v. t. - (as a court) <u>讯问</u>	to inquire about, after <u>询问</u>

参考のため、さらに近代中国で最も長く、広範囲にわたって影響を与えた新聞「申報」(1872年4月30日上海で創刊、1949年5月27日停刊)「寻问」、「讯问」、「询问」の使用状況を調べてみた。「申報」における「寻问」の初出は、1874年2月7日「即是矣客既有意请为一谋遂告李以住止而别逾日李往寻问」《记李陸堂津門納事》申報 549号」に確認できる。1872年から1949年まで「寻问」、「讯问」、「询问」の使用経過を以下の図式からみることができる。

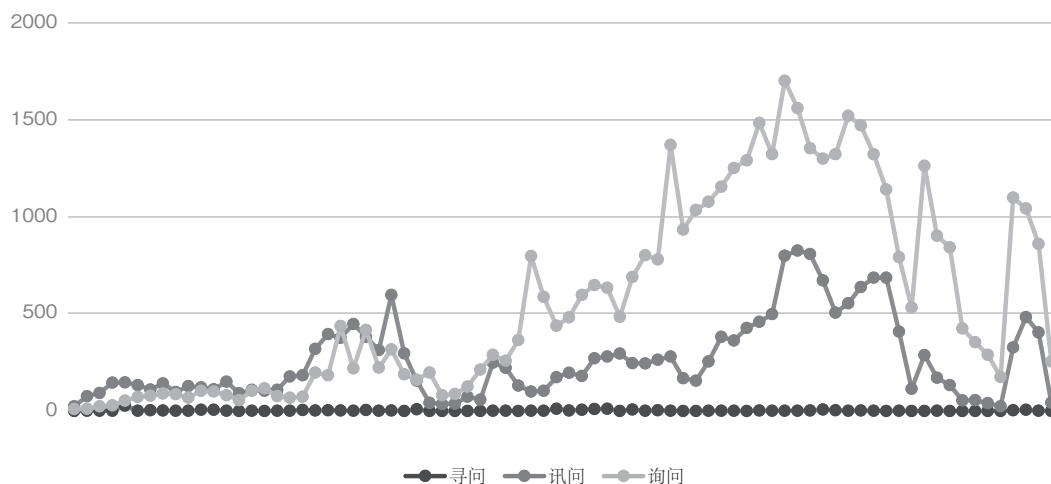


図1 申報における「寻问・询问・讯问」の使用状況

ここでも「寻问」の使用は経年による変化がなく、低い水準のままである。「讯问」は中間にあたり、時期的に変化を見せている。「询问」が一番多く使用されている。

筆者はかねてから、中国語の近代法律用語は日本語の影響を多大に受けていると主張してきたと

ころである⁹。日本語から中国語に翻訳された近代法学文献を調べると、1907年に中国語に翻訳されている『法律經濟辭書』（原著者清水澄）には、

訊問 訊問者。裁判官以其职权对于诉讼当事者及证人、鉴定人等，而讯问其事实之谓。如被告人之讯问、证人之讯问云云是也。（刑事诉讼法第九十三条、第九十五条、第九十六条

と日本語をそのまま使用している。同年に翻訳出版されている『刑事訴訟法』（原著者松室致）も同様である。

「第六章 被告人之讯问及对质」、第七章 证人之讯问、「第八章 鉴定人之讯问」

さらに、1911年商務印書館が翻訳出版した『日本六法全書』にも同様に日本語と同様にみえる。

第一章第十节 当事者本人之讯问 第三百十六条受诉裁判所遇下项所列，得命再讯问证人

ところで、清末の改革を行う際、日本から多くの法律専門家を招聘している。1911年に出版された『京師法律学堂筆記 刑事訴訟法』は岡田朝太郎の授業筆記をもとに出版されたものにその違いがみられ、“询问”、“讯问”とも登場している。

诉讼法关于有无为证人之能力及出头宣誓询问等事宜；第二节 被告人之讯问；证人讯问

特に「第二节 被告人之讯问；证人讯问」は、現代でいう「被告人質問、証人尋問」にあたるようである。このような両語使用のケースは中国の法律用語辞典にもみられる。1927年の『法律辞典』（李祖荫編）

【直接审理主义】Principle of direct trial, Unmittelbarkeit.（刑诉）刑事訴訟主義之一，对间接审理主义言，当审判衙门审理案件，直接观察证物讯问当事人而下判断者是。（后略）

1934年の『法律大辞典』（李秀清主編）

原问（民、刑诉）在询问证人时，由举证人之律师先为询问也。

さらに、『法律大辞典』の解説に「向政府提出询问，要求其答复」は、前記『漢語大辞典』の解説

⁹ 吉田（2018）「中国語における日本法律用語の受容とその影響」『語学教育研究論叢』第35号、39-57頁

にみられる状況説明をもとめる意味が含まれる。

质问（宪）

（英）Questions

（德）Interpellationen

（法）Interpellations

（意）Questione

议会议员对于行政事件得以书面或言词向政府提出询问，要求其答复，谓之质问。

しかし、次の二か所は矛盾した書き方をしている。

自白（刑）（一）意义。刑事被告，于审判官询问时，陈述自己所为犯罪行为而不讳者，谓之自白。

讯问（民、刑诉） 审判官依其职权向特定人质问其行为事实，使其为有责任之答辩者，曰讯问。例如讯问被告人、讯问证人等是。

『京師法律学堂筆記 刑事訴訟法』と同様な“讯问”と“询问”の混淆使用がみられ、1949年中華人民共和国が成立してのちもこのような混淆は長い間続いたと思われる。1979年に至ってはじめて中国「刑事訴訟法」が公布され、条文に明記することによって、漸くその使い分けも明確になった。

1979年の中国「刑事訴訟法」には、“讯问”は16回登場している。その第一節の「讯问被告人」には、

第六十二条 讯问被告人必须由人民检察院或者公安机关的侦查人员负责进行。讯问的时候，侦查人员不得少于二人。

と規定している。日本語に直訳すると「被告人の取調べは人民検察院或いは公安機関の捜査員が責任をもって行うものである。取調べの際、捜査員は二人より少なくなつてはいけない」となるが、被告人と呼びながら、検察院、或いは公安機関の捜査員が調べることを指している。日本の場合は起訴されてからはじめて「被告人」になるが、それまでは「被疑者」と呼んでいるので、日本の刑事手続の呼称と異なる。

また、同法の第二節には“询问证人”

第六十七条 侦查人员询问证人，可以到证人的所在单位或者住处进行，但是必须出示人民检察院或者公安机关的证明文件。在必要的时候，也可以通知证人到人民检察院或者公安机关提供证言。

とある。その後、幾度も修正を加えながら、“**询问**”、“**讯问**”の使い方は一貫して区別されている。

2.1 現在の日中両言語における使用状況

日本語の場合は、前述したように依然として「**詢問**」を使われず、下記説明からみられるように「**尋問**」に一本化され、「**訊問**」は過去のものとなっている¹⁰。

「**尋問**」〔**訊問**〕

「人証の取調べのために発せられる質問又はその質問により供述を得る手続。証人尋問、鑑定人尋問等のように用いる。民事訴訟法では、当事者本人も尋問の対象となり得る。刑事訴訟法においては旧刑事訴訟法（大一一法七五）上の被告人訊問は廃止され、現行法では被告人質問が行われている。民事訴訟、刑事訴訟の区別なく、現在、証人尋問等は交互尋問によっている。

一方、中国語の場合、“**寻问**”、“**讯问**”、“**询问**”は明らかに一般用語として使用されている¹¹。『現代漢語辞典（第7版）』の最新版をみれば、“**讯问**”が法律用語の扱いになっている。

“**寻问**” 寻找并打听。四处～。～遗失文物的下落。

“**讯问**” ①问：～病状。～原委。②审问：～案件。

“**询问**” 征求意见；打听：他用～的目光望着大家。向经理～公司的情况。

しかし、中国の法律用語辞典¹²は、“**讯问**”、“**询问**”を区別して次のように解説している。

讯问（Interrogate）

侦查机关和司法机关为了查明犯罪嫌疑人、刑事被告人是否犯罪和犯罪情节的轻重而对犯罪嫌疑人、刑事被告人进行面对面的审查。（中略）**讯问**是侦查案件的必要阶段，只有通过**讯问**，才能完成刑事案件侦查的全部任务。**讯问**是查证犯罪嫌疑人、刑事被告人是否有犯罪行为，查清犯罪事实的重要手段。（中略）犯罪嫌疑人对侦查人员的提问，应当如实回答，**讯问**的笔录应当交被讯问人核对，对于没有阅读能力的，应当向他宣读。如果记载有遗漏或者差错，被讯问人可以提出补充或者改正。被讯问人应当在**讯问**笔录上签名或盖章。对被拘留、被逮捕的人，依法必须在拘留或逮捕后的24小时以内进行**讯问**。中国法律还规定，严禁刑讯逼供，不准以威胁、引诱等违法方法**讯问**。

中国語の解説の「**查证犯罪嫌疑人、刑事被告人是否有犯罪行为，查清犯罪事实的重要手段**」の行

¹⁰ 『法律用語辞典』第4版（2012）の解説を参照。

¹¹ 『現代漢語辞典（第7版）』（2017）商務印書館

¹² 『法律辞典』（2003）法律出版社

をみると、“**讯问**”は日本語の「取調べ」に当たるもの、“**讯问笔录**”となれば、日本語の「供述調書」に訳した方がよいとなる。一方、“**询问**”の解説は次にある。

「询问证人」(Inquire of a Witness)

侦查人员、司法人员等依照法定程序，就案件事实对了解案件真实情况的人进行的询问。一种揭露犯罪行为、查明案情、发现和证实谁是犯罪人的重要的侦查方法。在刑事诉讼中、证人证言是最普遍的一种证据，几乎任何案件的侦查，都要对证人进行询问。通过询问证人，取得证言，可以证明犯罪嫌疑人有罪或者无罪、罪重或者罪轻的情节，查明与案件有关的事实。作为法庭调查方法，询问证人的主体则包括审判人员、公诉人和诉讼当事人及其辩护人或代理人，与侦查和起诉阶段之询问证人并不相同。在此阶段，不仅需要通过询问证人查清事实，而且应通过询问证人，实现司法程序公正。

明らかに、日本語の「証人尋問」に当たることである。

このように、刑事手続において、「証人尋問」は刑事訴訟において、被害者や証人から事件発生の過程と内容などについて質問し、調べることであり、“**证人询问**”と訳し、それに基づいて作成した文書は“**询问笔录**”と訳す必要がある。

一方、刑事事件が立件後、被疑者から証拠収集する刑事捜査の手段として、犯罪を証明し、真相を解明するため、捜査活動の一環として捜査員は被疑者に対して取調べを行ったり、被疑者の供述や弁解を聞く場合の日本語の「取調べ」は、中国語の“**讯问**”となり、その供述に基づいて作成した文書は“**讯问笔录**”であると解釈できる。

3.0 日中・中日辞典等の訳語調査

語学学習者がよく使われる日中・中日辞典の解説はつぎである。

表4 日中辞典の解説比較表¹³

	尋問	訊問	詢問
意味解説	(事件について) 讯问 , 审问 , 询问 。(詳しく) 盘问 。	①問いたです；問い合わせる；訊問 [じんもん] する。 ②クエリー [解説] ◆② IT 用語 [② query]	×
事例	①反対～を行う。／ 进行反询问 。 ②～を受けた。／ 受盘问 。	×	

とあるが、理解しにくいと言わざるを得ない。

¹³ 『日中辞典』第2版(2002)小学館出版

一方、日中辞典の場合は、下記のように一般用語としてニュアンス、使い分けを示したが、法律用語として示しているにもかかわらず解説はない。

表5 日中辞典の解説比較表¹⁴

	寻問	讯問	询问
意味解説	聞く。尋ねる。	(1) 問う、聞く、尋ねる (2) 〈法〉尋問する	聞く、尋ねる、問う
事例	×	①～ 病况 ／病状を尋ねる。 ②～ 原委 ／事の次第を尋ねる。 ③ 这次～的案件，情节比较复杂 ／ 今度尋問した事件は、事情がなかなか込み入っている。	①～ 家乡的情况 ／故郷の様子を尋ねる。 ② 道路不熟，要向人～ ／道がよくわからないので、人に尋ねなければならない。 ③ 向经理～公司的情况 ／経営者に会社の状況を聞く。 ④～ 的目光 ／問うようなまなざし。 ⑤～ 处 chù／案内所。インフォメーション。
		【比較】訊問：询问 {1} “ 讯问 ”は相手に答えてもらうべく問いを発することであり，“ 询问 ”は相手に状況の紹介をしてもらったり、意見を述べてもらうよう頼んだりすることである。 {2} “ 讯问 ”には「問いただく」の意味もあるが，“ 询问 ”にはない。	

さらに、現在日中両国で発行されている①～⑨の法学辞典、日中司法通訳人ハンドブックの日中用語対訳集についても調べてみた。法廷通訳人を対象に発行されたハンドブックは以下の3つがある。

- ① 最高裁判所事務総局監修『法廷通訳ハンドブック（中国語）』（2010）法曹会
- ② 最高裁判所事務総局家庭局監修（2008）『少年審判通訳ハンドブック』（中国語）法曹会
- ③ ザウ・イーファー（2003）『中国語＜司法通訳＞ハンドブック』明日香出版社

法律用語対訳辞典

- ④ 法務省刑事局外国法令研究会（1997）『法律用語対訳集中国語（北京語）編改訂版』社団法人 商事法務研究会
- ⑤ 畑中和夫・王家福・肖賢富・孫新編（1997）『中日・日中法律用語辞典』晃洋書房
- ⑥ 魏景賦・魏游編著（2002）（中国）『日中・中日双语法律用语词典』法律出版社
- ⑦ 川原祥史（2006）『中国語警察用語小辞書』国際語学社
- ⑧ 陶芸（2017）『日中英法律詞典』法律出版社（中国）¹⁵
- ⑨ 冷羅生（2018）『日漢法律詞典』法律出版社（中国）

¹⁴ 『中日辞典』第2版（2008）小学館出版

¹⁵ ⑧、⑨は吉田（2017）発表後に出版された対訳語辞典であるが、本論文も調査対象に加えた。

表6 法律用語辞典の対訳語調査

図書	掲載書籍と対訳語
①	第4編 法律用語等の対訳 ㊦「尋問する」 ⇒ ㊤「询问」
②	第4編 用語の対訳 ㊦「証人尋問」 ⇒ 中「证人询问」
③	㊦「審問・尋問(する)」 ⇒ ㊤「审问, 讯问, 询问」 ㊦「尋問権(証人)」 ⇒ ㊤「询问权」 ㊦「尋問事項」 ⇒ ㊤「讯问事项, 询问事项」 ㊦「尋問の順序」 ⇒ ㊤「讯问的顺序, 询问的顺序」
④	* ㊤「询问证人」 ⇒ ㊦「証人尋問」 ㊤「讯问被告人」 ⇒ ㊦「被告人の取調べ」 ㊤「尋問」 ⇒ ㊦「审问, 寻问, 盘问」
⑤	法律関係用語 ㊦「証人尋問」 ⇒ ㊤「询问证人」 ㊦「誘導尋問」 ⇒ ㊤「引导讯问」 ㊦「反対尋問」 ⇒ ㊤「检察官或律师询问证人」
⑥	㊦「審問する」 ⇒ ㊤「审问, 询问」 ㊦「尋問する」 ⇒ ㊤「审问, 质问」
⑦	未収録
⑧	㊦「尋問する [じんもん〜]」 ⇒ ㊤「询问。Examine; question」
⑨	㊦「尋問する [じんもん〜]」 ⇒ ㊤「询问。法院、当事人向证人、鉴定人等提问。」

資料は中国語の使い方の違いを示そうと努めていることがわかる。しかし、対訳語のみでは、その違いがはっきりみえず、専門家を対象にするなら説明が必要である。

4.0 翻訳書の調査

翻訳書の調査は、2005年中国人民大学出版社が出版されている松尾浩也氏の『刑事訴訟法』の中国語翻訳版《日本刑事訴訟法》を使用するが、「証人尋問」の部分では、表7に示しているように“证人询问”と翻訳されている。

表7 「証人尋問」翻訳書の調査結果

原著	翻訳書
原著名：『刑事訴訟法』（上・下） 著者：松尾浩也 出版社：弘文堂 出版日：1979年 引用部分：『刑事訴訟法』（下）51頁	书名：《日本刑事訴訟法》 译者：丁相顺译 金光旭校 出版社：中国人民大学出版社 出版日：2005年 引用部分：《日本刑事訴訟法》（下卷）第54頁

<p>二 証人一般 (1) 公判期日における供述（三〇四条） 公判期日では、証人に対して、いわゆる証人尋問が行われる。証人は、原則としてまず宣誓をし、所定のルールに従って尋問を受ける（上巻二三一頁以下。規一九九条の二以下）</p>	<p>二、一般証人 1. 庭审的陈述（第 304 条） 在庭审时，对证人进行所谓的证人询问。证人原则上先进行宣誓，然后按照规定接受询问（规则第 199 条之 2）</p>
---	---

一方、「取調べ」の中国語訳はなんと“询问”と訳されている。そこに訳者注が入っており、本来なら中国語の“讯问”に近いものであるが、日本現行刑事訴訟法の制定時、わざわざ「訊問」を削除して、「取調べ」に変えているため、ここでは“询问”と訳すと説明している。

表 8 「取調べ」の翻訳書の調査結果

原著	翻訳書
<p>原著名：『刑事訴訟法』（上・下） 著者：松尾浩也 出版社：弘文堂 出版日：1979年 引用部分：『刑事訴訟法』（上）61頁</p>	<p>书名：《日本刑事訴訟法》 译者：丁相顺译 金光旭校 出版社：中国人民大学出版社 出版日：2005年 引用部分：《日本刑事訴訟法》（上卷）第66頁</p>
<p>五 被疑者の取調べ（一九八条） (1) 取調べに対する法規制 被疑者は、罪を犯したのではないかと疑われ、捜査の対象になっている者である。したがって、捜査の立場からみれば、被疑者はきわめて重要な情報源であり、その取調べは、警察官——あるいは、検察官・検察事務官——と被疑者との鋭い対決の場となることが多い*。</p>	<p>五、询问犯罪嫌疑人（第 198 条） 1. 对询问犯罪嫌疑人的法律规制 犯罪嫌疑人，就是怀疑其已经犯罪，并成为侦查对象的人。因此，从侦查的角度来看，犯罪嫌疑人是极其重要的信息源，对其进行询问往往成为警察官，或者检察官、检察事务官与之展开激烈对决的场面*。 ④原文为“取调”，近似于我国的对犯罪嫌疑人的“讯问”，但考虑到日本现行刑事訴訟法成立时将旧法所使用的“讯问”一词特意删除，而以“取调”一词代之，而且对证人或被害人等皆使用“取调”一词，故将其译为“询问”。</p>

5.0 まとめ

本稿は日本語の「尋問」、「訊問」と「詢問」と中国語の同形語“寻问”、“讯问”、“询问”それぞれの語誌、意味、使用範囲、辞典等の解説と翻訳書の対訳語を調査、比較したうえで、現在の使用上の概念相違を明らかにした。

日本語は「詢問」の使用は見当たらず、「尋問」、「訊問」は同義語として長く使用されている。また、西洋から近代法学概念を移入する際、中国の翻訳語の影響を受け、「訊問」を刑事手続の用語として使用し始め、その後の法律制定にも影響を与え、定着したと思われる。しかし、1948年の法制改革により、刑事訴訟法の用語にも変更が行われ、「訊問」を「尋問」に変更したとみられる。

また、一般用語も1956年の文字改革によって、「尋問」、「訊問」は法律用語にならい「尋問」に

一本化され、「訊問」は常用漢字から外されたことで歴史の舞台から退くことになる。

一方、中国語の“**寻问**”、“**讯问**”、“**询问**”は古くから一般語として使われるが、裁判所や審理などに関わる場面では“**讯问**”を使用する傾向が強いとみられる。そのため、西洋近代法を継受する際に、“**讯问**”を対訳語にしたのも自然の流れと思われる。しかし、文献には“**讯问**”、“**询问**”の同義使用の現象もみられる。1979年の刑事訴訟法の制定によって、混淆使用をさけるため役割分担を質問する対象によって、使い分けるようにしたと思われる。

現在、“**询问**”は、司法職員が刑事訴訟において、被害者や証人から事件発生の過程と内容などについて質問する時に使い、法廷では質問受ける場合は“**证人询问**”とし、また、捜査員の捜査活動として、被疑者の供述に基づいて作成した文書が“**讯问笔录**”となり、被害者や証人から得た証言に基づいて作成した文書を“**询问笔录**”と呼ぶ。一方、被疑者に対して取調べを行ったり、被疑者の供述や弁解を聞く場合の日本語の「取調べ」は、中国語の“**讯问**”に近いことと理解する必要がある。

繰り返しとなるが、日中翻訳における法律専門用語を訳す場合、同じ漢字表記だからといって過信せず、専門用語の背後にある意味概念を明確に理解することが必要である。正確な「訳」を実現するためには、語学辞書に書いてあるからとそれだけで安心せず、専門用語の辞書も丁寧に調べることを心がける必要がある。

参考文献

- 大槻文彦(1907)『箕作麟祥伝』丸善
- 最高裁判所事務総局監修(2010)『法廷通訳ハンドブック(中国語)』法曹会
- 最高裁判所事務総局家庭局監修(2008)『少年審判通訳ハンドブック』(中国語)法曹会
- ザウ・イーファー(2003)『中国語〈司法通訳〉ハンドブック』明日香出版社
- 松尾浩也(1979)『刑事訴訟法』弘文堂
- 丁相順訳 金光旭校(2005)『日本刑事訴訟法』中国人民大学出版社
- 吉田慶子(2017)「日中法律用語における同形語の翻訳について —「逮捕」を事例に」『語学教育研究論叢』第34号, 253-271頁
- 吉田慶子(2019)「日中法律用語における同形語の翻訳について(続) —「捜査」を事例に」『大東文化大学紀要』第59号, 229-243頁
- 渡邊万藏(1930)『現行法律語の史的考察』

辞典類

- 『日中辞典』(2002)小学館
- 『中日辞典』(2002)小学館
- 『法律用語辞典』第4版(2012)有斐閣

『現代漢語辞典（第7版）』（2017）商務印書館

『法律辞典』（2003）中国法律出版社

『漢語大辞典』（1988）羅竹風主編、漢語大辞典出版社

法務省刑事局外国法令研究会（1997）『法律用語対訳集中国語（北京語）編改訂版』社団法人 商事
法務研究会

畑中和夫・王家福・肖賢富・孫新編（1997）『中日・日中法律用語辞典』晃洋書房

魏景賦・魏游編著（2002）（中国）『日中・中日双语法律用語词典』法律出版社

川原祥史（2006）『中国語警察用語小辞書』国際語学社

陶芸（2017）『日中英法律詞典』法律出版社（中国）

冷羅生（2018）『日漢法律詞典』法律出版社（中国）

謝辞

本論文の原稿は、大連交通大学の日本人教師 圓佛若菜先生にみていただき、貴重なご意見をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。